

北海道身体障害者補助犬育成事業実施要綱

1 目的

この事業は、北海道が身体障害者の就労や日常生活に伴って身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）の育成、訓練及び貸与を行う事業者（以下「補助犬育成団体」という。）に対し、当該身体障害者補助犬の育成に要した経費を助成することにより、身体障害者の自立と社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、補助犬育成団体とは社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）又は特定非営利法人であって、次のいずれかの事業を行う団体をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業。
- (2) 法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業。

3 貸与対象者

補助犬育成団体から貸与を受けることができる者は、道内に1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号に定める次の程度を有する者。
 - ①盲導犬の貸与にあたっては視覚障害2級以上
 - ②介助犬の貸与にあたっては肢体不自由2級以上
 - ③聴導犬の貸与にあたっては聴覚障害2級
- (2) 現に障害者支援施設及びこれに類する施設に入所していない者。
- (3) 身体障害者補助犬を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる者。
- (4) 自己の所有に係る家屋以外に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育等について承諾を得た者。
- (5) 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用し、飼育及び管理できると認められる者。
- (6) 補助犬育成団体の長が適当と認める者。

4 事前届出

貸与希望者は、補助犬育成団体の調査を経て、貸与が適当と認められ、訓練を受ける予定の待機者（以下「訓練待機者」という。）となり、北海道から補助犬の貸与を希望

する場合には、事前に北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（以下「担当課」という。）に貸与希望届出書（訓練待機者）（別記第6号）を提出するものとする。

ただし、道外の補助犬育成団体においては、貸与希望者からの申出により、現地調査等を行う前に北海道の担当課に連絡するとともに、書面で報告するものとする。

5 申請

補助犬育成団体より補助犬の貸与を受けようとする者（以下「貸与候補者」という。）は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、身体障害者手帳の写しを添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 補助犬貸与推薦願（別記第1号様式）
- (2) 誓約書（別記第2号様式）

6 貸与候補者の選考

知事は、補助犬貸与推薦願（別記第1号様式）及び関係書類に基づき、貸与候補者の障害の程度の他、生活状況、就労などの社会生活及び補助犬の必要性について審査し、貸与候補者を決定し、補助犬育成団体に推薦するものとする。

7 共同訓練

貸与候補者は、知事の指定する補助犬育成団体において、身体障害者補助犬法施行規則第1条第1項第3号、第2条第1項第3号又は第3条第1項第1号に規定する訓練を受けなければならない。

8 貸与の決定

補助犬育成団体は、貸与候補者と補助犬の共同訓練の結果、貸与の適否について補助犬訓練状況報告書（別記第3号様式）により知事へ報告するものとし、知事は貸与が適当と認めた場合、補助犬貸与決定通知書（別記第4号様式）により貸与候補者へ通知するものとする。

9 貸与条件

補助犬の貸与を受けた者（借受者）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助犬を虐待あるいは放置してはならないこと。
- (2) 補助犬に必要な給食を欠かさないこと。
- (3) 補助犬を第三者に売却し、若しくは担保に供し、又は貸し付けないこと。
- (4) 補助犬が第三者に危害を加え、又は危害を加えられた場合などの事故処理にあたっては、借受者の責任において処理すること。
- (5) 補助犬の飼育及び管理にあたり、法令等に違反してはならないこと。
- (6) 補助犬育成団体が定める貸与規定等に違反してはならないこと。

10 帳簿の整備

知事は、補助犬貸与台帳（別記第5号様式）を備えるものとする。

11 費用負担

- (1) 補助犬の貸与は無償とする。
- (2) 貸与希望者の適性調査及び補助犬との共同訓練を受けるために要する費用は貸与希望者の負担とする。
- (3) 補助犬貸与中の飼育、管理等に係る費用は借受者の負担とする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

改正 平成22年4月1日

改正 平成23年12月19日